

(会社員給料等用)

## 差 押 債 権 目 録

金 円

- 1 債務者（ ）勤務）が第三債務者から支給される本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで。

記

- (1) 給料（基本給と諸手当。ただし通勤手当を除く）から所得税，住民税，社会保険料を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が月額44万円を超える場合は，その残額から33万円を控除した金額）
- (2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が44万円を超える場合は，その残額から33万円を控除した金額）
- (3) 役員として毎月または定期的に支払いを受ける役員報酬または賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額

- 2 上記の1による金額が頭書金額に満たないうちに退職した場合は，下記債権にして頭書金額に満つるまで。

記

- (1) 退職金から所得税，住民税を控除した残額の4分の1
- (2) 役員退職慰労金から(1)と同じ税金等を控除した残額

なお，支払期が同日となる最終回分については，上記記載の順序により頭書金額に満つるまで。